

<別表>

店舗名

売上高方式により申請する中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町村

時短した期間 から R3.9.12 まで 日間

② 令和元年【 】月売上高(税抜) 円

令和2年【 】月売上高(税抜) 円

テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

- ・令和元年又は令和2年の時短要請月と同じ月の売上高を記載してください。
- ・令和元年又は令和2年のいずれか高い方の売上高を用いて、以後計算を行ってください。

【必要な添付書類（令和元年又は令和2年のもの）】

- <法人の場合> 法人税の確定申告書別表一の控え 売上帳等の帳簿の写し
<個人事業主の場合> 所得税の確定申告書第一表の控え 売上帳等の帳簿の写し

③ 1日当たりの協力金額
(緊急事態宣言区域) 円

1日当たりの協力金額
(まん延防止重点措置区域) 円

1日当たりの協力金額
(その他区域) 円

- ・1日当たりの協力金額は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では「令和元年又は令和2年の時短要請月と同じ月の売上高÷対象月の日数×0.4」、その他区域では「令和元年又は令和2年8月の時短要請月と同じ月の売上高÷対象月の日数×0.3」です。
- ・上限は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では100,000円、その他区域では75,000円となります。
- ・下限は、緊急事態宣言区域では40,000円、まん延防止重点措置区域では30,000円、その他区域では25,000円となります。
- ・千円未満の端数は切り上げとなります。

④ 協力金支給額 円

・「1日当たりの協力金額（緊急事態宣言区域）×時短に応じた日数」と「1日当たりの協力金額（まん延防止重点措置区域）×時短に応じた日数」と「1日当たりの協力金額（その他区域）×時短に応じた日数」を足した金額です。

<別表>

店舗名

売上高減少方式により申請する大企業・中小企業・個人事業主向け

協力金額の計算方法

① 店舗のある市町村

時短した期間 から R3.9.12 まで 日間

② 令和元年【 】月売上高(税抜) 円

令和2年【 】月売上高(税抜) 円

テイクアウトや飲食業以外に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

- ・ 令和元年又は令和2年の時短要請月と同じ月の売上高を記載してください。
- ・ 令和元年又は令和2年のいずれか高い方の売上高を用いて、以後計算を行ってください。

【必要な添付書類（令和元年又は令和2年のもの）】

- <法人の場合> 法人税の確定申告書別表一の控え 売上帳等の帳簿の写し
- <個人事業主の場合> 所得税の確定申告書第一表の控え 売上帳等の帳簿の写し

③ 令和3年【 】月売上高(税抜) 円

- ・ 令和3年の時短要請月と同じ月の売上高を記載してください。
- ・ 売上帳等の帳簿により記載してください。

【必要な添付書類（令和3年のもの）】 売上帳等の帳簿の写し

④ 1日当たりの売上高減少額 円

・ 1日当たりの売上高減少額は「令和元年又は令和2年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高 - 令和3年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高」です。

⑤ 1日当たりの協力金額 (緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域) 円

1日当たりの協力金額(その他区域) 円

- ・ 1日当たりの協力金額は、緊急事態宣言区域及びまん延防止重点措置区域では「1日当たりの売上高減少額×0.4」です。その他区域では、「1日当たりの売上高減少額×0.4」又は「令和元年又は令和2年8月の1日当たりの売上高×0.3」のいずれかが低い方です。
- ・ 計算の結果、1日あたりの協力金額が200,000円を上回る場合は、200,000円（上限）となります。下限はありません。
- ・ 千円未満の端数は切り上げとなります。

⑥ 協力金支給額 円